

収入保障保険 マイディアレスト

収入保障保険(月払給付・無解約返戻金型)

メットライフ生命 マイディアレスト	この商品が満たす主な保障分野						貯蓄部分
	死亡	病気・ケガ	ガン	介護	教育・老後資金準備 役員・従業員の 退職金準備	資産運用	
	○	○(Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型)	○(Ⅱ・Ⅲ型)				○(Ⅴ型)

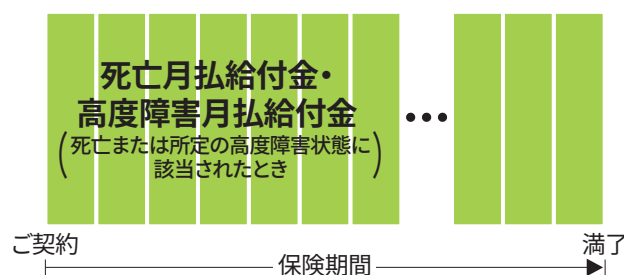
1 商品の特征としくみ

- 死亡または高度障害状態のときなどに、以後の所定の期間、ご家族の生活保障として、毎月、給付金が支払われる商品です。
- 保障のニーズに合わせて、保険契約の型をお選びいただけます。
- 解約返戻金(無事故給付金に対応する部分を除く)をゼロとし、これを保険料に反映しています。
- 非喫煙保険料率が適用された場合、喫煙保険料率より割安な保険料でご契約できます。

この商品は、5つの保険契約の型からお選びいただけます。

対象となる保障	保険契約の型				
	I型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型
死亡・高度障害の保障	○	○	○	○	○
三大疾病*の保障 *悪性新生物・心疾患・脳血管疾患		○	○		
不慮の事故による 死亡・高度障害・障害の保障			○	○	
無事故給付金					○

しくみ図(イメージ)
※Ⅰ型の場合



付加できる主な特約

☐ 余命6ヵ月以内の生前給付
リビング・ニーズ特約

☐ 給付金代理請求特約

※ご契約時の年齢などにより、付加できない場合があります。

2 主なお取り扱いについて(主契約)

※お取り扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約年齢範囲	満20歳～満70歳
最低月払給付金額	5万円
保険期間	50歳/55歳/60歳/65歳/70歳/75歳/80歳/10年
更新	保険期間が10年(年満了)の場合、更新があります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるときなどは更新されません。
解約返戻金	無事故給付金に対応する部分を除き解約返戻金はありません。
契約者配当	ありません。

3 主な保障内容(主契約)

名称	支払事由	支払金額	支払期間
死亡月払給付金 ^{*1}	死亡されたとき	月払 給付金額	保険期間 満了日まで ^{*2}
高度障害月払給付金 ^{*1}	所定の高度障害状態に該当されたとき		2年間
三大疾病月払給付金 ^{*3・4} ※Ⅱ型・Ⅲ型のみ	次のいずれかに該当されたとき 悪性新生物：責任開始の日からその日を含めて91日目以後に初めて悪性新生物と診断確定されたとき 心疾患・脳血管疾患：心疾患または脳血管疾患により所定の手術を受けられたとき、またはその治療を目的として継続20日以上入院されたとき		
災害死亡月払給付金 ^{*5} ※Ⅲ型・Ⅳ型のみ	次のいずれかに該当されたとき ①不慮の事故で死亡されたとき ②所定の感染症で死亡されたとき	月払 給付金額 の50%	保険期間 満了日まで ^{*2}
障害月払給付金 ^{*4・5} ※Ⅲ型・Ⅳ型のみ	次のいずれかに該当されたとき ①不慮の事故で所定の高度障害状態または所定の身体障害の状態になられたとき ②所定の感染症で所定の高度障害状態になられたとき		
無事故給付金 ※Ⅴ型のみ	保険期間満了時に生存され、かつ、保険期間中に月払給付金のいずれもが支払われなかったとき	月払 給付金額	—

*1 死亡月払給付金と高度障害月払給付金は重複してお支払いしません。

*2 月払給付金支払開始日から保険期間満了日までの期間が確定保証期間（月払給付金を支払う場合の最低保証年数）に満たない場合は、月払給付金支払開始日からその日を含めて確定保証期間を経過した日までとなります。

*3 三大疾病月払給付金は、支払事由発生後に新たにこの給付金の支払事由に該当されてもお支払いしません。

*4 三大疾病月払給付金または障害月払給付金の支払期間中に被保険者が死亡されたときは、未払金の現価をお支払いします。

*5 災害死亡月払給付金と障害月払給付金は重複してお支払いしません。また、障害月払給付金は、支払事由発生後に新たにこの給付金の支払事由に該当されてもお支払いしません。

■ 保険料払込免除について

- 不慮の事故で所定の身体障害の状態に該当されたときは、以後の保険料の払い込みは免除されます。この場合、保険契約は更新されません。
- 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合は、三大疾病月払給付金の支払事由に該当されたときにも、以後の保険料の払い込みは免除されます。この場合にも、保険契約は更新されません。

4 その他の事項

■ ご確認ください

- 契約条件によっては、払込保険料累計額が月払給付金の総額や未払金の現価額を上回る場合があります。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■ お問い合わせ先／担当者

■ 引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp